

内閣官房行政効率化推進会議設置要項

平成 17 年 4 月 22 日
内 閣 総 務 官 決 定

1 目的

今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、内閣官房行政効率化計画の推進を図るため、内閣官房行政効率化推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

2 構成

会議は行政効率化を担当する内閣参事官、内閣事務官等を構成員とする。

3 所掌事務

会議は、内閣官房行政効率化推進計画の策定及び当該計画に基づく行政効率化の推進に関する事務を行う。

4 民間有識者等の出席

会議は、必要に応じ、行政効率化に関し実務経験の豊富な民間有識者又は学識経験のある者等構成員以外の者を出席させることができる。

5 庶務

会議の庶務は、内閣総務官室において処理する。

6 その他

その他会議の運営に必要な事項は、別に定める。